

25 家族経営協定の推進

■ 中讃管内認定農業者 ■

(中讃農業改良普及センター ○佐藤孝治、若林武志、佐藤秀樹)

●対象の概要

中讃普及センター管内の3市5町全てで農業経営基盤強化基本構想が作成されており、平成26年度に見直しが行われ、育成すべき農業経営目標等を明確にしたところである。

経営形態は、水稲と園芸作物や畜産などを組み合わせた複合経営や施設園芸などの集約的な経営が大半を占める。近年は農外参入企業や新規就農者などの認定も増加してきている。

家族経営協定は、3市4町で締結されているが、中々進まない状況である。

●課題を取り上げた理由

当普及センター管内の認定農業者数は、順調に増加してきたが、新規の認定者はあるものの、色々な理由で伸び悩んでいるのが実情である。

また、農業経営者の高齢化は、認定農業者においても例外ではなく、更新の際に再認定するかどうか判断に悩むケースもよく見られる。

家族経営協定は、従来より農家に対するメリットがうまく伝えられずに、依頼して締結してもらうケースが多々見られる。

家族経営協定の締結のメリットの一つは、経営改善計画を共同申請できる点にある。今回、そのメリットを活用して家族経営協定を推進しようとした。

●普及活動の経過

1 家族経営協定への誘導

1) 当普及センターでは認定農業者に、制度資金リーフレットや、認定農業者やパソコン簿記講習会の案内状を配布しているが、同じように家族経営協定に関するパンフレットを普及センターだより配布者や担い手候補の農業者へ配布し、具体的なメリットがわかるよう

にした。

2) 認定農業者の経営改善計画の中に「家族経営協定を結ぶ」という項目を記入例の中に作成してもらっている。経営改善計画の作成例の中にあれば、認定農業者の相談に来られた方に自動的に周知できるようなる。

2 農業経営改善計画書作成相談会の実施

経営計画書の作成時にヒアリングを行っている市町では、家族経営協定についても説明している。共同申請することによりメリットが得られる場合は、家族経営協定を締結して共同申請するよう誘導している。

メリットの出るパターンを分けると次のようになる。

1) 認定農業者になっているが、本人が高齢化している場合

認定農業者については、年齢制限は無いと国は説明しているが、あまりに高齢化していると、5年後に生存している確率が低い場合がある。その場合に、後継者がいれば、後継者が申請するという手もある。しかし、現在の経営者が高齢化しているとはいえ、実質経営者が交代する訳ではない。その場合後継者と共同申請することにより、経営の段階的継承が書面として明示されることになる。

また、高齢者の場合、経営改善計画審査会において大丈夫かと質問されるケースがあるので、家族経営協定を締結し、共同申請しておけば、経営は、継承されるという担保が取れることになる。

2) 現在農業を行っている経営者が高齢であるが、将来就農する後継者が就業している場合

認定農業者については、現状は、必ずしも専業農家である必要はない。現状が兼業農家

であっても申請できる。ただ、後継者が5年以内に就農するのが微妙な場合、家族経営協定を締結し、共同申請することにより就農できなかった場合を担保できることになる。

3) 2) のケースとよく似ているが、現在の経営者が就業している場合

この場合も5年以内に経営者の就農が微妙な場合、夫婦で家族経営協定を締結して夫婦で共同申請することにより、就農できなかった場合は、担保できる。

3 家族経営協定締結までの手順

今年度の場合、認定農業者の更新対象者と新規希望者を対象に家族経営協定を次のような手順で推進した。

1) 認定希望者に対するヒアリング

認定農業者の更新者と希望者にヒアリングする際には、家族経営協定の概要を説明している。

2) 調印者に締結に対するヒアリング

1) の段階で希望があれば、家族経営協定に調印する全員に対して家族経営協定の内容について説明している。

3) 協定書の内容に関するヒアリング

2) の段階で家族経営協定に対する同意が得られれば、次に協定書の内容について、対象者全員で協議し決める。

4) 協定書の内容の確認

3) でヒアリングした内容を文書に起こしたものを確認してもらう。

5) 調印式

構成員それぞれに署名捺印してもらい、各自が協定書を保管し、順守する。

●普及活動の成果

1 平成25年度の新規家族経営協定数は、3件であったが、平成26年度は、5件に増加した。特に善通寺市においては、前年度1件だったものが4件に増えた。

2 締結の内訳は、パターン1（経営者が高齢）

が1戸、パターン2（後継者が将来就農）が3戸、パターン3（経営者が将来就農）が1戸であった。

3 家族経営協定の調印式については、以前は、立会人も同席し、調印するケースも見られたが、調印者の希望により今年度の場合、役場で調印式をしたものは1件、自宅で調印式をしたものが4件であった。



4 調印する家族構成については、特に目立ったパターンは無い。今年度の場合、父母+息子が2件、後は母+息子夫婦、父+息子、父母+息子夫婦がそれぞれ1件であった。

●今後の普及活動の課題

1 今回の活動は、善通寺市に集中しているので他市町にも拡大する。

2 過去に調印した人達の協定書の見直しが必要である。